

福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金交付要綱

平成 28 年 9 月 14 日施行

(趣旨)

第 1 条 福島県は、東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所（以下「原発」という。）事故により、避難指示区域外（平成 27 年 6 月 15 日時点）から応急仮設住宅等に避難している世帯のうち、応急仮設住宅等の供与期間終了後も民間賃貸住宅等で避難生活を継続することが必要な世帯に対し、円滑な生活再建を図ることができるよう、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和 45 年福島県規則第 107 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 応急仮設住宅等

災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）に基づき、福島県又は福島県から事務の委任を受けた市町村若しくは応援要請を受けた他の都道府県が、応急仮設住宅として供与する建設型仮設住宅、借上げ住宅（雇用促進住宅、UR 賃貸住宅を含む）・公営住宅・公務員宿舍等のみなし仮設住宅、その他同法によらず自治体の支援により無償提供される公営住宅等をいう。

二 民間賃貸住宅等

収入に応じた家賃設定をしている公営住宅以外の賃貸住宅をいう。

(補助対象者)

第 3 条 この要綱において、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、平成 27 年 12 月 25 日以降、応急仮設住宅等で避難生活を送っていた避難世帯のうち、福島県が定める収入要件「月額所得 21 万 4 千円以下」（計算方法は、別表第 1 のとおりとする。）を満たし、次の各号のいずれかに該当する応急仮設住宅等の供与終了後も民間賃貸住宅等で避難生活を継続することが必要な世帯の代表者をいう。

なお、福島県内で避難を継続する場合は次の第二号、第三号又は第四号のいずれかに該当する世帯の代表者に限る。

一 放射線に不安がある。

二 妊婦がいる。

三 18 歳以下（平成 28 年 10 月 1 日時点）の子どもがいる。

四 避難生活の長期化に伴い、指定難病や障がい（障害等級第 1 級及び第 2 級）のため避難先の特定の病院で治療を受ける必要がある。

2 前項の補助対象者について、次の各号に該当する世帯の代表者は除く。

一 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年 12 月 17 日法律第 156 号）に基づき設定された次の避難指示区域（平成 27 年 6 月 15 日時点）からの避難世帯

- ア 帰還困難区域
- イ 居住制限区域
- ウ 避難指示解除準備区域
- 二 東京電力ホールディングス株式会社による原子力損害賠償（住宅確保損害及び家賃に係る賠償）の対象となる世帯（平成 27 年 6 月 15 日時点で避難指示が解除されていた、田村市都路地区、川内村の東部地区（ともに原発から 20km 圏内）又は楢葉町の一部（原発から 20km 圏外）からの避難世帯）
- 三 避難先の市町村が避難元の市町村と同じ市町村である世帯。ただし、田村市及び南相馬市については、別表第 2 に基づき、平成の合併前の旧市町村単位で判断することとする。
- 四 応急仮設住宅等について、不適正な入居が認められる世帯

（転居）

第 4 条 補助対象となる世帯については、次の各号に定める事由により、最後に居住していた応急仮設住宅等から転居する場合も支援対象とする。

- 一 住宅が手狭になったため。
 - 二 通院・通学のため。
 - 三 家賃が低廉な住宅に移るため。
 - 四 貸主の都合のため。
 - 五 身の危険があるため。
 - 六 その他知事が必要と認める事由。
- 2 支援対象とする転居先については、最後に居住していた応急仮設住宅等が所在する都道府県内とする。ただし、福島県内での避難世帯は、避難先の市町村内における転居（田村市及び南相馬市については、平成の合併前の旧市町村単位（別表第 2 参照）で判断する。）とする。
- 3 前項の規定に関わらず、東京都、神奈川県又は埼玉県への避難世帯については、関東地方内における転居も支援対象とする。また、福島県外への避難世帯のうち、妊婦がいる世帯及び 18 歳以下の子どもがいる世帯については、避難元市町村以外の福島県内市町村（田村市及び南相馬市については、平成の合併前の旧市町村単位（別表第 2 参照）で判断する。）へ転居して避難を継続する場合も支援対象とする。

（補助対象経費）

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象となる世帯が負担する次に掲げる費用とする。

- 一 家賃等
住宅の賃貸借契約書に記載された次のアからウに掲げる費用
 - ア 家賃
 - イ 共益費（管理費）
 - ウ 駐車場代
- 二 住宅の賃貸借契約に係る初期費用

契約移行経費

(応急仮設住宅等の供与から個人契約による住宅の賃貸借契約への移行・転居に伴う各種経費)

(補助金の額)

第6条 福島県が交付する補助金の額は、別表第3に定める額とする。

(収入要件の事前確認)

第7条 補助金の交付申請をする世帯の代表者（以下「補助申請者」という。）で、補助金の交付申請前に、第3条第1項の収入要件を満たすかどうかについて確認を受けようとする者（以下「収入要件確認希望者」という。）は、収入要件事前確認依頼書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める日までに知事へ提出して確認を受けるものとする。

- 一 最後に居住していた応急仮設住宅等の契約書の写し
- 二 世帯全員分の住民票謄本
- 三 世帯全員分の市区町村長が発行する平成28年度所得証明書（平成27年分）
- 四 その他知事が必要と認める書類

- 2 知事は、前項に基づく収入要件事前確認依頼書を受理した場合、収入要件確認希望者が収入要件に適合しているかどうかを速やかに確認し、受理日から起算して原則として30日以内に、収入要件の確認結果を第2号様式により同希望者へ通知する。
- 3 前項の収入要件の確認結果について、知事は交付申請書の受付時に収入要件確認希望者から提出された書類等により、世帯構成員の変更等による収入の変動があったことを確認した場合、改めて審査するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付申請は、福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金交付申請書（第3号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付するものとする。なお、前条の収入要件の事前確認において、既に知事へ提出した書類がある場合は、その書類の提出を省略することができる。

- 一 民間賃貸住宅等の賃貸借契約書の写し
- 二 最後に居住していた応急仮設住宅等の契約書の写し
- 三 世帯全員分の住民票謄本
- 四 世帯全員分の市区町村長が発行する平成28年度所得証明書（平成27年分）
- 五 補助金の振込口座が確認できる預金通帳の写し
- 六 妊婦がいる世帯については、母子手帳の写し
- 七 指定難病の家族がいる世帯については、特定医療費（指定難病）医療受給者証の写し
- 八 障がい（障害等級第1級、第2級）のある家族がいる世帯については、身体障害者手帳の写し、又は、精神障害者保健福祉手帳の写し
- 九 母子避難又は父子避難の二重生活世帯については、第三号の住民票により二重生活の確認ができない場合、電気等の料金明細など、母子又は父子と、母又は父の配偶者が

離れて暮らしていることの分かる書類

十 その他知事が必要と認める書類

- 2 補助金の交付申請は、1世帯（最後に居住していた応急仮設住宅等1戸）当たり1回とする。ただし、東日本大震災及びそれに伴う原発事故の発生以降、複数世帯が応急仮設住宅等1戸1世帯として応急仮設住宅等に入居し、供与終了に伴い、元の複数世帯となる場合においては、世帯ごとの代表者による申請を認める。
- 3 前項のただし書きについて、第3条の要件を満たす各世帯の補助申請者は、第1項に定める書類のほか、震災前に別世帯であったことを証明する書類を添付して知事に提出すること。
- 4 補助金の交付申請の期限は、知事が別に定めるものとする。
- 5 知事は、前項に規定する期限前であっても、予算等の関係から補助金の交付申請の受付を終了する場合がある。

（補助金の交付決定）

- 第9条 知事は、第8条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金交付の可否及び交付金額を決定し、補助金交付決定通知書（第4号様式）又は補助金申請却下通知書（第5号様式）により、補助申請者に通知するものとする。ただし、第3条及び別表第1の収入要件に適合しない場合は、第2号様式により通知するものとする。
- 2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

（申請取下げ）

- 第10条 補助申請者は、規則第8条第1項の規定により、補助金交付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

（変更承認の申請）

- 第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により、補助金等の交付の決定の通知を受けた補助事業等の内容その他申請に係る事業の変更、中止又は廃止の承認を得ようとするときは、あらかじめ「福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業変更（中止・廃止）承認申請書」（第6号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請の内容を審査し、承認するときは、変更交付決定通知書（第7号様式）により通知する。

（補助金の請求）

- 第12条 交付決定者は、原則として、平成29年1月分から起算して3か月分ごとに家賃等の支払い実績の分かる書類（領収書等）をまとめて添付の上、補助金交付請求書（第8号様式）により知事へ請求するものとする。
- 2 前項に規定する補助金の請求は、原則として、3か月分の最終月の家賃等を支払った日から起算して15日以内に行うこととする。なお、最長の補助対象期間である平成31年

3月分を含む家賃等の補助金については、別に定める日までに知事に請求をすることとする。

(補助金の交付)

第13条 知事は、第9条に基づき、補助申請者に対し、補助金の交付決定について通知したときは、第5条及び別表第3に記載する住宅の賃貸借契約に係る初期費用の補助（10万円）を交付するものとする。

2 知事は、第12条に基づき、交付決定者から補助金交付請求書（第8号様式）を受領したときは、補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認められた場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 一 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- 二 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

2 知事は、前項の取消しの決定を行ったときは、交付決定取消通知書（第9号様式）により、その旨を交付決定者に通知するものとする。

3 知事は、第1項に基づく取消しを行ったときは、規則第17条の規定に基づき、返還の猶予期間及び必要な加算金等を定めるものとする。

(状況報告)

第15条 知事は、必要があると認める場合は、交付決定者に対して進捗状況等の報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係書類の検査、若しくは関係者への質問をすることができる。

(実績報告)

第16条 交付決定者は、事業完了日（事業廃止について知事の承認を受けた場合は、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金交付最終年度の3月31日のいずれか早い日までに、福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業実績報告書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第17条 知事は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の趣旨に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に額の確定通知書（第11号様式）により通知する。

2 知事は、確定した補助金の額が交付決定額と同額であるときは、前項の通知を省略することができる。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 28 年 9 月 14 日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

<p>収入要件の 計算方法</p>	<p>○収入要件 申請世帯の月額所得の金額が、21万4千円以下である場合は本制度の収入要件を満たすこととなる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{基準額} = \frac{\text{世帯全員の年間所得の合計} - (38\text{万円} \times \text{同居者数})}{12\text{か月}} \leq 214,000\text{円}$ </div> <p>○申請世帯の月額所得 世帯全員の年間所得の合計額(※1)から、応急仮設住宅等の入居者数から代表者1名を除いた人数に38万円を乗じた金額を差し引き、その金額を12か月で除した金額(1円未満の端数は切捨て)とする。</p> <p>(※1) 世帯全員の年間所得の合計額について 市区町村長発行の平成28年度所得証明書(平成27年分)を世帯全員(※2)分取得し、それぞれの証明書に記載された各種控除後の所得金額を合算した金額とする。</p> <p>なお、18歳以下(平成28年10月1日時点)の子どもとの母子避難又は父子避難の二重生活世帯(父のみ、母のみ、子どものみの避難は適用外)は、世帯全体の年間所得に2分の1を乗じた金額(1円未満の端数は切捨て)を世帯全員の年間所得の合計額として取扱うこととする。</p> <p>(※2) 世帯全員 補助金交付申請を行う応急仮設住宅等の入居世帯の構成員及び別に生活する同一生計の家族(配偶者、扶養している家族など)とする。</p> <p>なお、第8条第2項ただし書きに該当する世帯に係る年間所得及び月額所得については、応急仮設住宅等の入居世帯ではなく、申請世帯をもとに計算すること。</p>
-----------------------	--

別表第2 (第3条関係) 田村市及び南相馬市

市町村及び区町名 (平成の合併前の旧市町村単位)	旧市町村名	
田村市	大越町	田村郡大越町
	滝根町	田村郡滝根町
	常葉町	田村郡常葉町
	船引町	田村郡船引町
	都路町	田村郡都路村
南相馬市	原町区	原町市
	小高区	相馬郡小高町
	鹿島区	相馬郡鹿島町

別表第3（第6条関係）

<p>補助金の額及び補助率</p>	<p>補助金の額及び補助率は、次のとおりとする。</p> <p>なお、補助金の月額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>1 家賃等の補助 住宅の賃貸借契約書に記載のある金額 （家賃、共益費（管理費）、駐車場代）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年1月分から平成30年3月分まで・・・家賃等の2分の1 （月額上限3万円まで） ・平成30年4月分から平成31年3月分まで・・・家賃等の3分の1 （月額上限2万円まで） <p>2 住宅の賃貸借契約に係る初期費用の補助（1世帯につき1回） 契約移行経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・10万円 （応急仮設住宅等の供与から個人契約による住宅の賃貸借契約への移行・転居に伴う各種経費：敷金、礼金、契約事務手続経費、家財運搬等経費など）</p> <p>留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県ふるさと住宅移転支援事業（引越補助）との併用は不可とする。引越補助（福島県内への帰還に対する支援）、又は本家賃等補助事業（福島県内での避難の継続に対する支援：妊婦がいる世帯、18歳以下の子どもがいる世帯のみ対象）のどちらか一方を選択して申請を行うこと。 ・平成28年8月17日までの間に引越補助が交付決定された世帯については、その代表者による本家賃等補助事業への申請も認める。ただし、本家賃等補助事業でも交付決定された場合、住宅の賃貸借契約に係る初期費用の補助交付額は引越補助の交付決定額を差し引いた金額とする。 ・引越補助の申請中である世帯についても、本家賃等補助事業への申請を認める。ただし、当家賃等補助事業でも交付決定された場合の補助交付額は引越補助の交付決定額を差し引いた金額とする。
-------------------	---

福島県知事

申請者

(応急仮設住宅等の世帯主等)

ふりがな

氏名

印

現住所

(被災時住所)

電話番号

福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金
収入要件事前確認依頼書

福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき関係書類を添えて提出します。

記

○収入要件

(参考) 申請者使用欄「月額所得確認用」

世帯全員の年間
所得

①合計

円

同居者控除
(応急仮設住宅
入居者数から
代表者1名を
除く人数)

②38万円× 人

÷

③12か月

=

月額所得

(①-②) ÷ ③

円

留意点

市区町村長発行の平成28年度所得証明書(平成27年分)に記載された各種控除後の所得金額について、世帯全員分を合計した金額を①に記入。

ただし、18歳以下(平成28年10月1日時点)の子どもとの母子避難又は父子避難の二重生活世帯に該当している場合は、世帯全体の年間所得を2分の1した金額(1円未満の端数は切捨て)を①に記入。

(添付書類)

- 最後に居住していた応急仮設住宅等の契約書の写し：申請対象世帯の確認
- 世帯全員分の住民票謄本：世帯全員の確認
- 世帯全員分の市区町村長が発行する平成28年度所得証明書(平成27年分)：所得の確認
- その他知事が必要と認める書類(追加で資料を求める場合があります)

（申請者）様

福島県知事

福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金の収入要件事前確認結果について
（通知）

福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき確認依頼ありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

○収入要件の確認結果（該当する□に✓を記入。）

- 「月額所得 21 万 4,000 円以下」です。
→ 収入要件を満たしています。
- 「月額所得 21 万 4,000 円以下」ではありません。
→ 収入要件を満たしていません。

「月額所得確認用」

世帯全員の年間所得 ①合計 円	-	同居者控除 （応急仮設住宅 入居者数から 代表者1名を 除く人数） ②38万円× 人	÷	③12か月	=	月額所得 （①-②）÷③ 円
-----------------------	---	---	---	-------	---	----------------------

- 18歳以下（平成28年10月1日時点）の子どもとの母子避難、又は父子避難であり、二重生活世帯である。

留意点

市区町村長発行の所得証明書に記載された各種控除後の所得金額について、世帯全員分を合計した金額を①に記入。母子避難又は父子避難の二重生活世帯に該当している場合は、世帯全体の年間所得を2分の1した金額（1円未満の端数は切捨て）を①に記入。

上記の収入要件の確認結果については、参考としてご活用ください。

補助金交付申請書の提出時点で世帯構成員に変更等があれば、世帯収入も変動することから、交付申請の受付時に改めて審査を行うこととなります。予めご承知おきください。

福島県知事

申請者

（応急仮設住宅等の世帯主等）

ふりがな

氏名

印

現住所

（被災時住所）

電話番号

福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金交付申請書

下記の事由により、福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 避難生活の継続の必要性

該当する□に✓を記入してください。（複数選択可）

(1) 放射線に不安があるため。

(2) 妊婦（申請書提出時点）がいるため。

(3) 18歳以下（平成28年10月1日時点）の子どもがいるため。

(4) 避難生活の長期化に伴い、指定難病や障がい（障害等級第1級、第2級）のため避難先の特定の病院での治療を必要とする家族がいる（申請書提出時点）ため。

2 転居の必要性

（応急仮設住宅等の住宅を個人で賃借して（貸主との賃貸借契約に切り替えて）避難を継続する世帯は記入不要です。）

最後に居住していた応急仮設住宅等が所在する都道府県内（福島県内での避難世帯は避難先の市町村内。東京都、神奈川県、埼玉県への避難世帯は関東地方内）における転居の必要性について、該当する□に✓を記入してください。「(6) その他」は具体的に記入してください。（複数選択可）

(1) 住宅が手狭になったため。

(2) 通院・通学のため。

(3) 家賃が低廉な住宅に移るため。

(4) 貸主の都合のため。

(5) 身の危険があるため。

(6) その他（ ）

3 収入要件

該当する□に✓を記入してください。

「月額所得21万4,000円以下」である。→民間賃貸住宅等家賃補助事業への申請可。

母子避難、又は父子避難であり、二重生活世帯である。→裏面の留意点を参照。

（参考）申請者使用欄「月額所得確認用」

世帯全員の年間所得

①合計

円

同居者控除
（応急仮設住宅
入居者数から
代表者1名を
除く人数）

②38万円× 人

÷

③12か月

=

月額所得

(①-②) ÷ ③

円

(添付書類)

- 1 民間賃貸住宅等の賃貸借契約書の写し : 住宅の家賃等の確認
 - 2 最後に居住していた応急仮設住宅等の契約書の写し : 申請対象世帯の確認
 - 3 世帯全員分の住民票謄本 : 世帯全員の確認
 - 4 世帯全員分の市区町村長が発行する平成 28 年度所得証明書 (平成 27 年分)
: 所得の確認
 - 5 補助金の振込口座が確認できる預金通帳の写し : 補助金の振込口座の確認
- ※ 口座番号、口座名義 (カナ部分)、本支店名が確認できるように写しをとること。
- 6 (申請書 1 関連)
 - 妊婦がいる世帯 : 母子手帳の写し
 - 指定難病の家族がいる世帯 : 特定医療費 (指定難病) 医療受給者証の写し
 - 障がい (障害等級第 1 級、第 2 級) のある家族がいる世帯
: 身体障害者手帳の写し、又は精神障害者保健福祉手帳の写し
 - 7 (申請書 3 関連)
 - 母子避難又は父子避難の二重生活世帯
: 3 の世帯全員分の住民票により二重生活の確認ができない場合は、電気等の料金明細、原発事故による母子避難者等を対象とする高速道路無料措置対象者の証明書の写しなど、母子又は父子と、母又は父の配偶者が離れて暮らしていること分かる書類
 - 8 その他知事が必要と認める書類 (追加で資料を求める場合があります)

※ 福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、収入要件の事前確認において既に提出した書類 (上記 2 ~ 4) については添付を省略することができます。

第4号様式（第9条関係）

〇〇避第〇〇〇号

平成 年 月 日

（交付決定者） 様

福島県避難地域復興局長

（ 公 印 省 略 ）

福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金交付決定通知書

このことについて、別紙のとおり交付決定されましたので、お知らせします。

なお、「福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金交付要綱」等に留意してください。

（事務担当 生活拠点課 電話 - - ）

(別紙の交付決定者の住所、氏名)

平成 年 月 日 (別紙のとおり) 付けで申請のあった、福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金については、福島県補助金等の交付等に関する規則 (昭和45年福島県規則第107号) 第5条第1項の規定により、金 (別紙のとおり) 円を交付する。

平成28年 月 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

記

1 交付決定額の内訳

(1) 家賃等 (家賃、共益費 (管理費)、駐車場代) の補助

〇〇〇,〇〇〇円 (平成〇〇年〇〇月分から平成〇〇年〇〇月分まで)

(2) 住宅の賃貸借契約に係る初期費用の補助

(個人契約への移行に係る事務手続経費)

100,000円

第5号様式（第9条関係）

福島県指令避第 号

平成 年 月 日

（補助金申請者） 様

福島県知事

福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金交付申請却下通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった標記補助金については、下記の理由により却下することを決定しましたので、福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づきお知らせします。

記

却下理由

（事務担当 生活拠点課 電話 - - ）

第6号様式（第11条関係）

平成 年 月 日

福島県知事

（交付決定者）

住 所

氏 名

印

電話番号

— —

福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金変更（中止・廃止）
承認申請書

下記により、交付決定された標記事業の内容を変更（中止・廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項第1号（内容又は経費の配分の変更）〔第2号（中止・廃止）〕の規定により、承認してください。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更（中止・廃止）の内容

（注）申請金額を変更するに当たっては、交付決定された交付申請書（第3号様式）の内容からの変更箇所が分かるように記載すること（第3号様式の写しの見え消しなどの添付も可）。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

福島県知事

（交付決定者）

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○ 印

電話番号 ○〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金変更~~（中止・廃止）~~
承認申請書

下記により、交付決定された標記事業の内容を変更~~（中止・廃止）~~したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項第1号（内容又は経費の配分の変更）~~〔第2号（中止・廃止）〕~~の規定により、承認してください。

記

1 補助金の交付決定年月日及び番号

平成××年●●月◆◆日付け福島県指令避第〇〇号

2 変更~~（中止・廃止）~~の理由

何故変更するのか、具体的な理由を記載してください。

（例）貸主都合で転居せざるを得なくなり、住所と家賃等が変わることとなった。これにより、補助金額も変わることとなるため。

3 変更~~（中止・廃止）~~の内容

どの項目をどのように変更するのか記載してください。

（例）①住所の変更 （旧）

（新）

②家賃等及び補助金額の変更

家賃、共益費、駐車場 合計 月額▲▲円から月額▽▽円へ変更。

これに伴い、補助金の額も当初交付決定額の▲▲円から▽▽円へ減額。

（注）申請金額を変更するに当たっては、交付決定された交付申請書（第3号様式）の内容からの変更箇所が分かるように記載すること（第3号様式の写しの見え消しなどの添付も可）。

第7号様式（第11条関係）

〇〇避第〇〇〇号

平成 年 月 日

（交付決定者） 様

福島県避難地域復興局長

（公印省略）

福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金変更交付決定通知書

このことについて、別紙のとおり変更交付決定されましたので、お知らせします。

なお、「福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金交付要綱」等に留意してください。

（事務担当 生活拠点課 電話 - - ）

(別紙の変更交付決定者の住所、氏名)

平成 年 月 日 (別紙のとおり) 付で変更承認申請のあった、福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金については、福島県補助金等の交付等に関する規則 (昭和45年福島県規則第107号) 第5条第1項の規定により、金 (別紙のとおり) 円を交付する。

平成28年 月 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 交付決定額の内訳

変更前

〇〇〇, 〇〇〇円 (平成〇〇年〇〇月分から平成〇〇年〇〇月分まで)

変更後

〇〇〇, 〇〇〇円 (平成〇〇年〇〇月分から平成〇〇年〇〇月分まで)

第8号様式（第12条及び第13条関係）

平成 年 月 日

福島県知事

(交付決定者)

現住所

氏名

印

電話番号

福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金交付請求書

平成 年 月 日付け福島県指令避第 号で交付決定のあった標記事業補助金について、下記により金 円を交付して下さるよう請求します。

記

家賃等の請求期間 (原則、平成29年1月分から起算して3か月分毎)	平成 年 月分から平成 年 月分まで
今回請求額 (A)	円

※家賃等を支払った実績の分かる資料を添付してください。口座引落しによる家賃等の支払いの場合は、支払口座の表紙の表裏（口座名義人が分かる）と引落し実績の分かる部分の写しを添付してください。

(参考) 交付決定者使用欄

交付決定	平成 年 月 日付け福島県指令避第 号
現在の交付決定額 又は補助金確定額 (B)	円
受取済額 (C)	円
残額 (B) - (A) - (C)	円
備考	

平成〇〇年〇〇月〇〇日

福島県知事

（交付決定者）

現住所 ○○○○○○○○○○○○
 氏名 ○○ ○○ 印
 電話番号 ○〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金交付請求書

平成××年●●月◆◆日付け福島県指令避第〇〇号で交付決定（平成■年▼▼月□□日付け福島県指令避第●●号で変更交付決定）のあった標記事業補助金について、下記により金45,000円を交付して下さるよう請求します。

記

家賃等の請求期間 （原則、平成29年1月分から起算して3か月分毎）	平成29年10月分から平成29年12月分まで
今回請求額（A）	45,000円

※家賃等を支払った実績の分かる資料を添付してください。口座引落としによる家賃等の支払いの場合は、支払口座の表紙の表裏（口座名義人が分かる所）と引落とし実績の分かる部分の写しを添付してください。

（参考）交付決定者使用欄

交付決定	平成××年●●月◆◆日付け福島県指令避第〇〇号 （平成■年▼▼月□□日付け福島県指令避第●●号で変更交付決定）
現在の交付決定額 又は補助金確定額 （B）	450,000円
受取済額 （C）	240,000円
残額（B）－（A）－（C）	165,000円
備考	（B）30,000円×7月（H29.1～7月） 15,000円×8月（H29.8～H30.3月） 10,000円×12月（H30.4～H31.3月） （C）30,000円×7月（H29.1～7月分） 15,000円×2月（H29.8～9月分）

第9号様式（第14条関係）

〇〇避第 号
平成 年 月 日

（交付決定取消対象者） 様

福島県知事

福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金交付決定取消通知書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した平成 年度の標記補助金について、下記のとおり交付決定を取り消すこととしましたので、福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の額 円
- 2 取消の理由

（事務担当 生活拠点課 電話 - - ）

第 10 号様式 (第 16 条関係)

平成 年 月 日

福島県知事

(交付決定者)

住 所

氏 名



電話番号

福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金実績報告書

平成 年 月 日付け福島県指令避第 号で(変更)交付決定のあった標記事業補助金の実績については下記のとおりとなりましたので報告します。

記

交 付 決 定	平成 年 月 日付け福島県指令避第 号
補 助 対 象 期 間 (避難継続となる期間)	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
最 終 交 付 決 定 額 (A)	円
補 助 金 受 取 済 額 (B)	円
残 額 (A) - (B)	円
事 業 の 成 果	<p>該当する□へ☑を付けてください。</p> <p><input type="checkbox"/>当事業終了後、福島県へ帰還する。</p> <p><input type="checkbox"/>当事業終了後、避難先又は福島県以外で定住する。</p> <p><input type="checkbox"/>当事業終了後も避難を継続する。</p>

平成〇〇年〇〇月〇〇日

福島県知事様

(交付決定者)

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇 印

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金実績報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け福島県指令避第●●号 (※左記は、最終の交付決定について記載) で (変更) 交付決定のあった標記事業補助金の実績については下記のとおりとなりましたので報告します。

記

交 付 決 定	平成 29 年 1 月 20 日付け福島県指令避第●●号 (変更交付決定) 平成 30 年 2 月●日付け福島県指令避第●●号
補 助 対 象 期 間 (避難継続となる期間)	平成 29 年 1 月 1 日 (例: 入居日が 28 年度) から 平成 31 年 3 月 31 日 (例: 補助最終月末日) まで
最 終 交 付 決 定 額 (A)	450,000円
補 助 金 受 取 済 額 (B)	420,000円
残 額 (A) - (B)	30,000円
事 業 の 成 果	該当する□へ☑を付けてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 当事業終了後、福島県へ帰還する。 <input type="checkbox"/> 当事業終了後、避難先又は福島県以外で定住する。 <input type="checkbox"/> 当事業終了後も避難を継続する。

第 11 号様式 (第 17 条関係)

〇〇 避 第 〇 〇 〇 号

平成 年 月 日

(交付決定者) 様

福 島 県 知 事

福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金の額の確定通知書

このことについて、福島県民間賃貸住宅当家賃補助事業補助金交付要綱第 17 条に基づき審査を行った結果、補助事業の趣旨に適合するものと認めます。

また、交付すべき補助金の額は次のとおり確定しましたので、お知らせします。

記

- 1 補助金確定額 円
- 2 補助金実績報告額 円
- 3 確定額と報告額の違いについて

(事務担当 生活拠点課 電話 - -)